

ご旅行条件書

お申込みいただく前に必ずご確認ください。

この書面は、旅行業法第 12 条 4 及び 5 による説明書面、契約書の面の一部になります。（標準旅行業約款）

この旅行は、札幌観光バス株式会社（以下「当社」という）が企画、募集し実施する国内旅行であり、参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

国内募集型企画旅行取引条件説明書面

本条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、札幌観光バス株式会社（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み方法

- 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。※但し、別途募集広告に申込金の記載がある場合はその定めるところによります。

旅行代金	20,000 円未満	20,000 円以上 50,000 円未満	50,000 円以上 100,000 円未満	100,000 円以上
申込金	5,000 円以上	10,000 円以上	20,000 円以上	旅行代金の 20%以上

- 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して 3 日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
- お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「取消待ち登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客様から「取消待ち登

録」の解除の申出があった場合、又はお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は、当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「取消待ち登録」は予約の完了を保証するものではありません。

- (6) 申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、第 11 項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

3.申込条件

- (1) 15 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします（但し一部のコースを除きます）。15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、契約書面に記載します。
- (4) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることがあります。
- (6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- (7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4.契約の成立と契約書面・確定書面の交付

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡します。
- (3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表、以下「確定書面」という）を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5.旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合や催行可否を待つ必要がある場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

6.旅行代金に含まれているもの

- (1) 募集広告に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、及び消費税等諸税（但し、基準期日現在に公示されているものに限り）。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

7.旅行代金に含まれていないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 旅行日程中の"フリータイム""自由行動""各自で""お客様負担"等と記載されている区間の交通費等諸費用
- (2) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
- (3) クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- (4) 自宅と出発地・解散地間の交通費、宿泊費等
- (5) 希望者のみが参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (6) 基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税
- (7) 傷害・疾病に関する医療費

8.旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9.旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第24項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- (3) 第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

10. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただけます。この際、交替に要する実費および手数料として1万円をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

11. お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

- (1) お客様は、いつでも第15項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社らのそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - (ア) 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第22項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - (イ) 第10項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (エ) 当社が、お客様に対し第4項(3)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
 - (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻いたします。
- (4) お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第15項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

12. お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

- (1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払戻いたします。

13. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第15項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただけます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - (ア) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

- (イ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
- (エ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (オ) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23 日目（第 16 項に規定するピーク時に旅行を開始するものについては、33 日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- (カ) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- (キ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

14.当社による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

- (1) 当社はつぎに掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
 - (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に払戻しいたします。
- (3) 本項(1)ア、イ、により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。
- (4) 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

15.取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。（但し、募集広告に取消料を明示した場合はそれによります）。

■ 国内旅行に関わる取消料

取消日（契約解除の日）	取消料（おひとり様）	
旅行開始の前日から 起算してさかのぼって	21 日目に当たる日以前	無料
	20 日目に当たる日以降	旅行代金の 20%
	7 日目に当たる日以降	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日		旅行代金の 40%
旅行開始日当日（旅行開始前）		旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の 100%

- (2) 貸切船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定によります。
- (3) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合も本項の取消料をお支払いいただきます。

16.旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17.添乗員等

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第 16 項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員等の同行の有無は、募集広告に明示してあります。
- (3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でであっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員等の業務は、原則として 8 時から 20 時までとします。
- (5) 一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については、添乗員は同行いたしませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様自身で行っていただきます。（一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします。）

18.お客様に対する責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人 15 万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

19.お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20. 特別補償

- (1) 当社は、第 18 項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。
- (2) 当社が、募集型企画旅行契約約款第 27 条第 1 項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (4) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (5) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (6) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

21. 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- (2) 次に掲げる事由による変更
 1. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 2. 第 11 項から第 14 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (3) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して 1 旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

- (4) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

■ 変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）、その他の旅行の目的地の変更	1	2
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ※変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限る	1	2
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1	2
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1	2
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1	2
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1	2
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1	2
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5

- 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

22. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます。）その場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

- 通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等（以下「会員番号等」といいます。）を当社にお申し出いただきます。

- (2) 通信契約は、電話による申込の場合は、当社が申込みを受諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨を e-mail、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社は通信契約を解除し、第 15 項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第 9 項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第 11 項から第 14 項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- (5) 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。
- (6) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

23.団体・グループの契約について

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

24.ご旅行条件・旅行代金の基準

- (1) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、募集広告等に明示した日となります。
- (2) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）12 歳未満の方は、子ども代金となります。
- (3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (4) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1 人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。
- (5) 本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告に旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第 2 項のお申込金、第 15 項の取消料、第 21 項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

25.その他

(1) お買物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

(2) 国内旅行保険について

安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については当社にお問合わせください。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款は当社ホームページにてご確認ください。

(5) 個人情報の取扱いについて

1. 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
2. 当社は、当社が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
3. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページで確認ください。

26.旅行業務取扱管理者

当社では、当社とお客様の間の円滑な取引を支援するため、旅行業務取扱管理者を選任しております。

国内旅行業務取扱管理者	本田 純一
電話	011-206-0225

札幌観光バス株式会社

北海道札幌市清田区美しが丘 1 条 9 丁目 1 番 1 号

TEL:011-206-0225 FAX:011-206-0189

北海道知事登録旅行業第 2-631 号 (社)全国旅行業協会正会員

(C) Sapporo Kanko Bus Co.,Ltd. All Right Reserved.

ご旅行条件書

お申込みいただく前に必ずご確認ください。

(旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面)

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部になります。

受注型企画旅行取引条件説明書面

1. 受注型企画旅行契約

「企画手配旅行」(以下単に「契約」といいます。)とは当社が旅行者の依頼により、旅行に関する企画を作成し、旅行者が当該旅行に関する企画に従った旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 企画料金

企画料金は旅行費用とともに企画書面において一括して表示します。場合により、個別に明示することもあります。

3. 契約の申込、契約の成立

- 契約を申し込もうとする旅行者は、申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出していただきます。
- 契約は、当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、契約書面に記載します。
- 前(1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払う金銭の一部に充当します。

4. 企画書面

(旅行の目的地、出発日、日程、及び旅行サービスの内容)の提示と企画内容の承諾

- 当社は、申込金に記載された旅行者の依頼内容に沿って旅行を企画し、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の額、旅行代金に含まれない旅行に必要な費用その他の旅行条件を記載した企画書面を交付します。
- 旅行者は、企画書面に記載した日までに、企画内容について承諾又は不承諾の通知をしなければなりません。旅行者から承諾又は不承諾の通知がなかった場合は、当社は旅行者に一定の期間内に承諾・不承諾の通知をするよう求めます。
- 前号の一定の期間内に旅行者からその通知がない場合は、当社は企画は不承諾となったものとみなします。

5. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- 旅行代金(旅行費用並びに当社の企画料金をいいます。)の額は企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発前の企画書面に記載した日までにお支払下さい。
- 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金から改定された場合は、その差額だけ旅行代金を増額または減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算して遡って 15 日目にあたる日より前に通知するものとし、この場合旅行者は旅行開始前に取消料を支払うことなく企画手配旅行契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

6.手配不能の場合の代替企画書面の交付

- (1) 企画書面に記載した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合は、当社は、代替の企画書面を作成して交付します。
- (2) 旅行者が代替企画書面を承諾した場合は、当社は当該代替企画書面に従って手配します。この場合に旅行費用の変更があったときは、旅行代金を変更します。
- (3) 旅行者が第(1)号の代替企画書面を承諾しない場合は、旅行者は企画手配旅行契約を解除することができます。この場合当社は既に収受した旅行代金を返戻します。

7. 契約の変更

- (1) 旅行者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更する事があります。
- (2) 企画書面承諾後、旅行者から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、下記の変更手数料金を支払わなければなりません。

■ 変更手数料金

運送・宿泊機関及び 観光施設の変更	15人以上の 団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の 20 %
	個人（上記以外の場合）	1件につき 20%以内（下限 1,000 円/税別）
視察訪問先の変更	1 機関につき 5,000 円/税別	
旅行中のイベントを含む旅行の変更	変更に係る部分の変更前の旅行費用の 20%以内	

8.旅行契約の解除

- (1) お客様の解除権
お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、解除のお申し出は、当社の営業日、営業時間内にお受けします。営業時間外の場合は翌営業日のお取り扱いとなり、解除日についても翌営業日扱いとなります。

■ 国内旅行に関わる取消料

取消日（契約解除の日）	取消料（おひとり様）	
旅行開始の前日から 起算してさかのぼって	21 日目に当たる日以前	無料
	20 日目に当たる日以降	旅行代金の 20%
	7 日目に当たる日以降	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%	
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の 50%	
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%	

- (2) 旅行者が当社所定の日までに旅行代金を支払わない場合には、当該期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとみなします。この場合、旅行者は当社に対し前項の取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

9.団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ受注型企画旅行については、以下により取り扱うものとします。

- (1) 当社は、旅行者が定めた代表者（以下「契約責任者」という。）が構成員の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、申込金の支払を受けることなく企画手配旅行契約の申込を受けることがあります。この場合、旅行契約の成立の時期は、契約責任者に交付する契約書面に記載する。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- (4) 受注型企画旅行契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し又は名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。
- (6) 当社は、契約責任者から求めにより下記の添乗サービス料金を申し受けたくうえで、添乗サービスを提供することがあります。添乗員のサービス内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。

■ 添乗サービス料金

1 名 1 日当たりの料金	30,000 円（税別）
---------------	--------------

10. 当社の責任

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます（お荷物に係る賠償限度額は 1 人 15 万円）。但し、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等

11. 特別補償・旅程保証

当社は、特別補償規定に基づき、受注型企画旅行参加中に旅行者の身体に生じた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。ただし、「無手配日」における事故などが原因の場合は対象外となります。

また、当社の定める旅程保証規定に基づき、ご旅行内容の変更があった場合には、変更補償金を支払います。

12. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（受注型企画旅行の部）に定めるところによります。

13. 旅行業務取扱管理者

当社では、当社とお客様の間の円滑な取引を支援するため、旅行業務取扱管理者を選任しております。

国内旅行業務取扱管理者	本田 純一
電話	011-206-0225

札幌観光バス株式会社

北海道札幌市清田区美しが丘 1 条 9 丁目 1 番 1 号

TEL:011-206-0225 FAX:011-206-0189

北海道知事登録旅行業第 2-631 号 (社)全国旅行業協会正会員

(C) Sapporo Kanko Bus Co.,Ltd. All Right Reserved.

(2019.04.01 現在)

ご旅行条件書

お申込みいただく前に必ずご確認ください。

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

手配旅行取引条件説明書面

1.手配旅行契約

「手配旅行」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社が、旅行者の依頼により旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

- この旅行は、当社が手配する旅行であり、お客さまと手配旅行契約を締結することになります。
- 当社はお客さまの依頼によりお客さまのために代理、媒介、取次をすることなどによりお客さまが運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- 旅行業務取扱料金は、旅行業法でその收受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客さまには旅行業務取扱料金表をお渡しいたします。お客さまが依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

2.手配料金

当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか以下の旅行業務取扱料金を申し上げます。

内容	料金
運送・宿泊機関及び観光施設の手配	旅行費用総額の20%以内(下限1,000円/税別)

3.契約の申込・契約の成立

- 契約は、当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、契約書面に記載します。
- 前(1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払う金銭の一部に充当します。

4.契約内容の変更

- 旅行者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 企画書面承諾後、旅行者から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、下記の変更手続き料金を支払わなければなりません。

■ 変更手続き料金（運送・宿泊機関及び観光施設の変更）

15人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%
個人（上記以外の場合）	1件につき20%以内（下限1,000円/税別）

5. 契約の解除

- (1) 旅行者が契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。
 - (ア) 第2項に掲げる手配料金
 - (イ) 旅行者が既に提供を受けた旅行サービスにかかる旅行費用
 - (ウ) 旅行者がいまだ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用
 - (エ) 前号の旅行サービスの手配の取消に係る次表の取扱手続き料金
- (2) 当社の責に帰すべき事由により企画に従った手配が不可能となったときは、契約を解除することができます。
- (3) 前号により、旅行開始後に契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスにかかる費用をお支払いいただきます。この場合において、当社は、収受した旅行代金から旅行者が提供を受けた旅行サービスにかかる費用を控除して払い戻します。

6. 当社による契約の解除

- (1) 当社は、旅行者が第3項の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は契約を解除することがあります。
- (2) 前号により契約が解除されたときは旅行者は前項(1)の料金を当社に支払わなければなりません。

7. 旅行代金の変更

旅行開始前に運送、宿泊機関等の運賃・料金等の改訂、為替相場の変更があった場合は、旅行代金を変更することがあります。

8. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合には、旅行終了後速やかに精算いたします。

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ手配旅行契約については、以下により取り扱うものとします。

- (1) 当社は、旅行者が定めた代表者（以下「契約責任者」という。）が構成員の手配旅行契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該手配旅行契約に関する取引等を契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者とみなします。
- (2) 当社は、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の申込を受けることがあります。この場合手配旅行契約の成立の時期は、契約責任者に交付する契約書面に記載します。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- (4) 手配旅行契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し又は名簿を当社に提出しなければなりません。

- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

10.当社の責任及び免責

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- (2) 次のような場合は、原則として、当社は責任を負いません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - (イ) 運送・宿泊機関の事故若しくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - (ウ) 日本若しくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制若しくは伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - (エ) 自由行動中の事故。
 - (オ) 食中毒
 - (カ) 紛失または盗難
 - (キ) 運送機関の遅延、運送機関の不通、旅行サービス提供機関の争議行為又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - (ク) 旅券（パスポート）の残存有効期間、もしくは査証（ビザ）の不備のため、日本または目的国の出入国管理法により、搭乗、出入国できない場合。（国によっては、復路の航空券を所持していることが条件で、観光ビザが免除されている場合があります。片道航空券で入国の場合は特に注意してください。また、査証は1ヶ月位の余裕を以て取得されておいてください）
 - (ケ) 72時間以上滞在する際で、予約の再確認（リコンファーム）をせず予約を取り消された場合。
 - (コ) 天候不良、天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、航空機の整備不良などにより、予定の便が取消、もしくは遅延した場合。
 - (サ) 航空会社の予約過剰受付（オーバーブッキング）により、予定の便に搭乗できなかった場合。
 - (シ) 航空券が紛失、または盗難に遭った場合。
 - (ス) 空港でのチェックインの時間に遅れて、搭乗できなかった場合。
 - (セ) 航空券の名前と旅券（パスポート）の名前に相違があって、搭乗できなかった場合。
 - (ソ) 帰路便がオープンの航空券で、現地で帰路の便の予約が取れない場合。

11.旅行者の責任

当社は、旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、旅行者はその損害を賠償しなければなりません。

12.約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行の部）に定めるところによります。

13.旅行条件の基準日

この旅行条件は2019年4月1日現在の運賃、料金を基準としております。

14.旅行業務取扱料金

旅行業務取扱料金は税別表記のため、別途消費税計算が必要となります。

手配旅行に係る取扱料金

区分	内 容		料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の 20 %
		個人（上記以外の場合）	1件につき 20 %以内（下限1,000円）
	宿泊券のみの場合	15人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の 20 %
		個人（上記以外の場合）	1件につき 20%以内（下限1,000円）
	運送機関のみの場合		1件につき 20%以内（下限500円）
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）			添乗員1人1日につき 30,000 円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の 20 %
		個人（上記以外の場合）	1件につき 20%以内（下限1,000円）
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき 20%以内（下限500円）
	宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。）		1件につき 20%以内（下限500円）
取消手続	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の 20 %
		個人（上記以外の場合）	1件につき 20%以内（下限1,000円）
	運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。）		1件につき 20%以内（下限500円）
	宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。）		1件につき 20%以内（下限500円）
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき 500 円 （電話料、電報料は別）

(注)

- 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

相談料金

区分	内 容	料 金
観光旅行	お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金（30分まで） 2,000 円 以降30分ごと 2,000 円
	旅行計画の作成	旅行日程 1日につき 2,000 円
	旅行に必要な費用の見積り（運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合）	基本料金 2,000 円と 旅行日程 1日につき 1,000 円
	運送機関の運賃・料金の見積り	1 件につき 2,000 円
	旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4版） 1 枚につき 1,000 円
お客様の依頼による出張相談（交通費別途）		上記(1)～(5)までの料金に5,000円増

(注) 金額はすべて税別表記

(2019年04月01日現在)

15.旅行業務取扱管理者

当社では、当社とお客様の間の円滑な取引を支援するため、旅行業務取扱管理者を選任しております。

国内旅行業務取扱管理者	本田 純一
電話	011-206-0225

札幌観光バス株式会社
北海道札幌市清田区美しが丘 1 条 9 丁目 1 番 1 号
TEL:011-206-0225 FAX:011-206-0189
北海道知事登録旅行業第 2-631 号
(社)全国旅行業協会正会員
(C) Sapporo Kanko Bus Co.,Ltd. All Right Reserved.